

再分配と負担の分任 使用料の適正化のために

慶応大学 井手英策

各自治体が要求する「国税」による支援

- ▶ 多くの自治体で経費の節減と使用料の引上げが必要
 - ▶ 使用料は生活に必要な消費に対する負担
 - 引き上げには限界
 - 料金体系は累進的な構造になっているという側面も
 - ▶ 自治体が国費負担を求める気持ちは分かるが、国への安易な依存が進むとすれば、それは問題
- ⇒ どういう基準が必要か(=首長、議会が住民に使用料の引き上げを説明できる環境の整備)
-



結果としての累進的な料金体系

- ▶ 公共料金は民間と公共が交錯する領域
 - ▶ 人間の生存・生活は、「国税」による再分配と「地方税」による負担分任★が交わるなかで成り立っている
- ★ クラブの会費のように、所得とは関係なく、メンバーが負担を分かち合う原則
- ▶ 原因者負担による説明も可能だが、財政学的には、「負担分任」による「比例負担」を原則とする料金体系に、資本費にあてられる国からの交付税や補助金(=「再分配」)が家計の負担軽減に用いられ、累進的な料金体系となっているという視点
-

手順をどのように考えるか

1. 自治体がその都度財政負担を求めるのではなく、国からの財政移転に基づく一般会計の繰出基準(＝ナショナル・スタンダードを満たすという国の責任)を明確にし、
 2. 国からの財政支援によって、使用料が高額になり過ぎないために実施されている基準外繰出(低所得層対策、供用開始直後の使用料軽減措置)を可能な限り抑制し、
 3. 以上のルールのもとで公営企業の経費節減努力を促し、
 4. それでも財源が不足する場合に、立地政策や中小企業対策などを税(＝基準外繰出)で埋めるか、その他を使用料で埋めるかを検討するという順序だと考える
-



税を投入する際の原則

原則：使用料で資本費と維持管理費を回収するが・・・

【税の投入範囲（法律的な区分ではない）】

1. 本来的に行政活動である経費
 2. 奨励的な事業に対する経費（＝環境対策、広域化等）
 3. 再分配機能（＝高資本費対策、分流式整備）
- ▶ 2006年度の改正で使用料が3000円程度に引き上げられ、交付税によって再分配機能は強化
 - ▶ しかし、それは「交付税の配分」の問題であって、「国税総額の配分」が強められたわけではない
 - ▶ 高資本費対策など、「再分配」の拡充、強化が必要
 - ▶ 生活保護の拡充や資本平準化債による補完
-



地方はどのような努力をすべきか

- ▶ 包括的民間委託よりも公公連携の模索を
- 自治体の下水道サービス株式会社への委託は可能？

【前回の議論】

- ▶ 再分配の強化の一方、寿命に達したネットワークの縮小（下水道から浄化槽、コミプラ等への転換）
 - ▶ 都市計画税の活用と議会での説明責任の強化
 - ▶ 公的資金保証金免除繰上償還制度の活用、地方公共団体金融機構を通じた低利借換の模索
-



負担分任と接続義務

- ▶ 接続義務の維持：接続率の向上＝使用料収入の増大
 - ▶ 下水道の設置前に浄化槽を設置していた場合は？
 - 浄化槽を廃止するときの補償金はあってよいのでは？
 - ▶ 下水道敷設後も下水道に接続せずに浄化槽を継続して使用することは可能か？
 - 接続義務の緩和を認めてもよい
 - ただし、その場合にも「負担分任」の考え方から、下水道接続費用相当額の「一部」を、浄化槽を使用する者が負担すべきではないか
-



「連帯のパラドックス」を超えて

- ▶ 大震災以降、汚水処理が人間生活の基本であることが明らかになった(ex.避難所での生活)
 - 1. 弱者の生存を保障するのは中間層の税負担⇔中間層の生活の充実なしに弱者の生存保障はない
 - 2. 国の財源保障なしに生活の基本を整えようとしても、小規模自治体、低所得層の使用料は大きな額に
 - 3. 生活の基本に地域間格差が生じれば、国税の負担を分かち合うという納税意識は生まれにくい
 - 4. 地方税の負担分任原則と国税による地域間格差の是正は、国税の納税意識、弱者の生存保障のための財源に繋がっていることを銘記すべき
-

